

八代市議会 1 2 月定例会議案

（令和 5 年 1 1 月 2 7 日招集）

目 次

議案第 99 号	令和5年度八代市一般会計補正予算
議案第100号	令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
議案第101号	令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第102号	令和5年度八代市介護保険特別会計補正予算
議案第103号	令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正 予算
議案第104号	令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正 予算
議案第105号	令和5年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
議案第106号	令和5年度八代市診療所特別会計補正予算
議案第107号	令和5年度八代市水道事業会計補正予算
議案第108号	令和5年度八代市簡易水道事業会計補正予算
議案第109号	令和5年度八代市下水道事業会計補正予算
議案第110号	指定管理者の指定について
議案第111号	指定管理者の指定について
議案第112号	指定管理者の指定について
議案第113号	指定管理者の指定について
議案第114号	指定管理者の指定について
議案第115号	財産の無償譲渡について
議案第116号	八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につ いて
議案第117号	八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
議案第118号	八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につ いて
議案第119号	八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について
議案第120号	八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正に ついて
議案第121号	八代市営住宅設置管理条例の一部改正について
議案第122号	八代市再建住宅条例の制定について
議案第123号	八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につい て
議案第124号	八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部改正につい て

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市有線テレビジョン放送施設等
- 2 指定管理者となる団体の名称 テレビやつしろ株式会社
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市夕葉町 3 番地 7
- 4 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 サンライフ八代
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人サンライフ八代
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市日置町 6 9 2 番地 1
- 4 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市働く婦人の家
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般社団法人八代弘済会
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市本町一丁目 1 0 番 3 5 号
- 4 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市さかもと温泉センター
 八代市坂本憩いの家
- 2 指定管理者となる団体の名称 さかもと温泉センター株式会社
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市坂本町川嶽 1 0 9 1 番地
- 4 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市ふれあいセンターいずみ
 八代市農林産物流通加工施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社いずみ
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市泉町下岳 3 2 9 6 番地 1
- 4 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

財産の無償譲渡について

本市は、下記のとおり財産を無償譲渡するものとする。

記

1 譲渡する財産

(1) 建物

所在地 八代市坂本町葉木 4 2 5 9 番地
構造 木造平家建
延べ面積 1 0 9 . 5 5 平方メートル

(2) (1) に附属する家具、備品一式

2 譲渡の相手方 八代市坂本町葉木 3 9 3 6 番地
大門地区
田 川 正 男

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

財産を無償譲渡するには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により
議会の議決を経る必要がある。

位置図



※この位置図は、令和2年7月豪雨以前の地形図により作成したもの

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 1 7 年八代市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の八代市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

八代市長等の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長等の期末手当の支給月数を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八代市長等の給与に関する条例（平成17年八代市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の165」を「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。

第2条 八代市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八代市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八代市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給月数を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八代市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年八代市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第28条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の100を」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を」に改め、同条第3項中「100分の67.5」を「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」に、「100分の100」を「100分の100、」に、「100分の57.5」を「100分の57.5、」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」に改める。

第31条第2項第1号中「加算した額に」を「加算した額に、6月に支給する場合には」に、「100分の120」を「100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」を「勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には」に、「100分の57.5」を「100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300

13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600

57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				

	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700

外の 職員	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100

49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		

	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額 円 297,300	基準給料月額 円 339,700	基準給料月額 円 394,300	基準給料月額 円 467,400

備考 この表は、診療所に勤務する医師である職員に適用する。

第2条 八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の100、」とあるのは「100分の57.5、」と、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第31条第2項中「、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」を「総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額」に改め、同項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120)、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年八代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表給料月額（円）の欄中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に改める。

第8条第2項中「100分の165」を「100分の165」と、
「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。
第4条 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八代市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第4項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8	169,900	219,600	250,900
9	170,900	221,100	252,000
10	172,300	222,600	253,400
11	173,600	224,100	254,900
12	174,900	225,600	256,200
13	176,100	226,800	257,500
14	177,600	228,200	258,700
15	179,100	229,600	259,900
16	180,700	231,000	261,100
17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600
19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700
24	194,000	242,600	272,200

25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500
27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600
53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800
57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300
62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100

70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200
75	241,800	290,600	335,700
76	242,300	291,000	336,300
77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500
100		297,900	345,800
101		298,100	346,100
102		298,400	346,500
103		298,800	346,900
104		299,100	347,300
105		299,300	347,800
106		299,600	348,200
107		300,000	348,600
108		300,300	349,000
109		300,500	349,500
110		300,900	349,900
111		301,300	350,200
112		301,600	350,500
113		301,800	351,000
114		302,000	

115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	211,000
2	184,900	212,900
3	186,400	214,900
4	187,800	216,800
5	189,300	218,800
6	190,800	220,600
7	192,300	222,400
8	193,800	224,100
9	195,000	225,800
10	196,700	227,200
11	198,300	228,500
12	199,800	229,400
13	201,200	230,800
14	203,200	231,800
15	205,300	232,800
16	207,300	233,700
17	209,300	234,800
18	211,300	236,200
19	213,400	237,600
20	215,400	238,700
21	217,300	239,800
22	219,000	241,400
23	220,700	243,100
24	222,400	244,500
25	223,700	245,700

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

第6条 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第4項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八代市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の会計年度職員給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八代市一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を利用した証明書等の多機能端末機による交付を開始するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例

(八代市印鑑条例の一部改正)

第1条 八代市印鑑条例（平成17年八代市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「第7条の2の規定により個人番号カードを印鑑登録者識別カードとして利用する印鑑登録者は」を「印鑑登録者は、個人番号カード（公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて」に、「個人番号カード及びこれに付した暗証番号を使用して」を「暗証番号を入力することにより」に改める。

(八代市手数料条例の一部改正)

第2条 八代市手数料条例（平成17年八代市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「個人番号カードをいう」を「個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る」に改め、同条第10号、第13号及び第15号中「個人番号カード」を「個人番号カード又は移動端末設備」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設置する自転車通行帯の基準を定め、及び自転車道の基準を変更するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
八代市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年八代市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）自転車通行帯

第4条第5項中「車道の」を「車道（自転車通行帯を除く。）の」に改める。

第6条第2項中「副道」を「副道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 次の各号のいずれかに該当する第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（1）自動車及び自転車の交通量が多い道路

（2）自転車の交通量が多い道路（前号に該当する道路を除く。）

（3）自動車及び歩行者の交通量が多い道路（第1号に該当する道路を除く。）

2 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

3 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」を「自転車道又は自転車通行帯」に改める。

第11条第1項中「第4級の道路を」を「第4級を」に、「自転車道」を「自転車道若しくは自転車通行帯」に改める。

第31条第3号中「車道」を「車道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第40条中「第8条」を「第8条、第8条の2第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については、改正後の第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

八代市営住宅設置管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、市営住宅の入居者資格において引用する条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

八代市営住宅設置管理条例（平成１７年八代市条例第２２２号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第８号イ中「第１０条第１項」を「第１０条第１項又は第１０条の２」に、「準用する」を「これらの規定を準用する」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市再建住宅条例の制定について

八代市再建住宅条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

国において取り組む宅地かさ上げ事業の対象地区住民の仮住まいとしての住宅を設置するに当たり、条例を制定する必要がある。

八代市再建住宅条例

(設置)

第1条 令和2年7月豪雨において甚大な被害が発生した球磨川水系における球磨川水系緊急治水対策プロジェクトによる坂本町での宅地のかさ上げに伴い、仮住まい先の確保に配慮を要する者を低廉な家賃で入居させるための住宅（以下「再建住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 再建住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
市民球場再建住宅	八代市古閑中町1540番地

(入居資格)

第3条 再建住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を具備する者とする。

- (1) 球磨川水系緊急治水対策プロジェクトにより坂本町で宅地のかさ上げを行う者であること。
- (2) 宅地のかさ上げを行う期間における仮住まい先の確保が困難な者であること。
- (3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）に市税等を滞納している者がいないこと。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族がいずれも暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、坂本町における令和2年7月豪雨による災害の被災者であって市長が特に必要と認めるものは、再建住宅に入居することができる。

(入居の申込み及び決定)

第4条 前条に規定する入居資格のある者で再建住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を再建住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に通知するものとする。

(入居の手続)

第5条 入居決定者は、前条第2項の規定による入居の決定の通知を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者が署名した請書を提出すること。
- (2) 第7条において準用する八代市営住宅設置管理条例（平成17年八

代市条例第 2 2 2 号) 第 1 7 条第 1 項の敷金を納付すること。

- 2 入居決定者がやむを得ない事情により前項の手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 3 前項の承認を得た者は、市長が別に指示する期間内に、第 1 項各号に掲げる手続をしなければならない。
- 4 市長は、入居決定者が第 1 項又は前項に規定する手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

(家賃)

第 6 条 再建住宅の毎月の家賃は、5, 0 0 0 円とする。

(準用)

第 7 条 八代市営住宅設置管理条例第 1 6 条から第 2 5 条まで、第 3 3 条及び第 3 4 条の規定（公営住宅に関する規定を除く。）は、再建住宅について準用する。この場合において、「市営住宅」とあるのは、「再建住宅」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による入居の決定その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

農業集落排水事業及び公共浄化槽等整備推進事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、これらの事業を地方公営企業として下水道事業に統合するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八代市下水道事業の設置等に関する条例（平成２６年八代市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「（以下）」を「（公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業及び公共浄化槽等整備推進事業をいう。以下）」に改める。

第４条第２項を次のように改める。

２ 下水道事業の区域及び施設は、次の表に定めるとおりとする。

事業	区域	施設
公共下水道事業	下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の事業計画に定める区域	下水道法第４条第１項の事業計画に定める管渠、ポンプ場及び処理場
農業集落排水事業	八代市農業集落排水処理施設条例（平成１７年八代市条例第１４３号）別表第１に掲げる区域	八代市農業集落排水処理施設条例別表第１に掲げる施設
公共浄化槽等整備推進事業	八代市公共浄化槽条例（平成１７年八代市条例第１９９号）第２条第２項に規定する浄化槽処理促進区域	八代市公共浄化槽条例第２条第１項に規定する公共浄化槽

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（八代市特別会計条例の一部改正）

２ 八代市特別会計条例（平成１７年八代市条例第２３６号）の一部を次のように改正する。

第１条中第４号及び第５号を削り、第６号を第４号とし、第７号から第１０号までを２号ずつ繰り上げる。

八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部改正について

八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

久連子財産区管理会及び椎原財産区管理会の財産区管理委員の定数を変更するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市久連子及び椎原財産区管理条例の一部を改正する条例

八代市久連子及び椎原財産区管理条例（平成１７年八代市条例第２２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「久連子及び椎原財産区管理条例」を「財産区管理条例」に改める。

第２条第１項中「久連子及び椎原財産区に」を「次の各号に掲げる財産区に、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）久連子財産区 久連子財産区管理条例

（２）椎原財産区 椎原財産区管理条例

第２条第２項中「７人」を「７人以内」に改める。

第５条第２項中「かかわる」を「関わる」に改める。

第９条第２項ただし書中「委員会」を「管理条例」に改める。

第１１条中「が、法」を「は、地方自治法」に、「、監査」を「監査」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

